

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令

納付しなければならない者	金額	電子申請等による場合における金額
一 法第三条第一項の登録を受けようとする者	一件につき三万五千三百円	一件につき三万二千百円
二 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一通につき七百二十円	一通につき七百円
三 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき五百三十円	一回につき五百二十円
四 法第二十九条第一項の認定を受けようとする者	一件につき八千円に新たに行う保安業務区分の数を乗じた額及び四万九千九百円の合計額	一件につき八千円に新たに行う保安業務区分の数を乗じた額及び四万七千七百円の合計額
五 法第二十九条第一項の認定の更新を受けようとする者	一件につき八千円に保安業務区分の数を乗じた額及び一万七千九百円の合計額	一件につき八千円に保安業務区分の数を乗じた額及び一万七千円の合計額
六 法第三十三条第一項の認可を受けようとする者	一件につき八千円に保安業務区分の数を乗じた額及び二万五千七百円の合計額	一件につき八千円に保安業務区分の数を乗じた額及び二万四千五百円の合計額
七 法第三十五条の六第一項の認定を受けようとする者 イ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸未満の場合 ロ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸以上一万戸未満の場合 ハ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合	一件につき五万五千百円 一件につき七万九千四百円 一件につき十万三千六百円	一件につき五万五千百円 一件につき七万九千四百円 一件につき十万三千六百円
八 法第三十七条の五第四項の指定を受けようとする者	一件につき五万六千八百円	一件につき五万三千六百円